

【報告】令和3年度国家予算に対する提案・要望について  
(経済観光局関係分)

## 新型コロナウイルス 感染症対策項目

---

国家予算に対する提案・要望

令和3年度 神戸市

## IV. 神戸経済への影響を踏まえた支援策の充実

»農林水産省、経済産業省、国土交通省

### 【提案・要望の背景】

- 経済回復への基盤を維持していくため、経済活動の急速な縮小により疲弊し、厳しい環境におかれている中小企業等に対して雇用維持と事業継続へのさらなる支援が重要である。
- 感染症拡大予防のための「新しい生活様式」の徹底や、新型コロナウイルスの再度の感染拡大等、今後の社会変化を想定した効果的な支援策が必要である。
- また、感染拡大下においても国民生活や経済活動を根幹的に支える港湾の物流機能を確保するとともに、感染症の影響により旅客需要が大幅に減少したフェリーの航路維持や航空路線の早期復便に対し、国の積極的な支援が必要である。
- 感染症の収束後には、神戸経済を成長軌道へ回復させるため、短期集中的に消費・観光需要を喚起するほか、サプライチェーンの国内回帰やデジタル化・リモート化など将来への投資の促進等、強靱な経済構造を構築するための中長期的視点での支援が必要である。
- これらの支援策について、国において迅速かつ確実に実施するとともに、地域の実情に応じた独自の柔軟な支援が実施できるよう財政措置が必要である。

### 1) 地域の雇用維持と事業継続及び地域経済の活性化に対する支援の充実

#### ○ 経済活動の維持・回復に向けた総合的な支援の強化

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中小企業等に対して、民間金融機関を活用した融資のさらなる拡充をはじめとした継続した資金繰り対策、各種給付金・助成金、家賃の負担軽減支援など、中小企業等の事業継続を下支えし、地域経済等への影響を最小限に抑えるため、支援策のより一層の充実・強化が必要である。
- 融資制度について、信用保証制度の対象業種の拡大に止まらず、公益法人等の法人形態についても拡大することや、また、実質無利子融資について、融資限度額を引き上げるとともに、市区町村で実施しているセーフティネット保証等の認定を不要とすることで、融資手続きの簡素化を図ることが必要である。
- 小規模事業者持続化補助金など中小企業生産性革命推進事業について、審査基準を満たしたものは全て採択できるよう十分な財政措置が必要である。
- 感染拡大防止と社会経済活動維持の両立を持続可能にするため、事業者等に対し、テレワーク環境や感染防止対策に必要な整備に対する補助制度の拡充など、「新しい生活様式」を実践するためのより一層の支援策が必要である。

## ○ 迅速かつ円滑な給付金支給のための取組みの強化

- 「雇用調整助成金」や「持続化給付金」等の既存の給付金及び、今後創設される給付金について、必要な事業者に迅速に給付が行われるよう事務手続きの簡素化や、電話等での相談に確実に対応できるよう窓口体制の強化等が必要である。また WEB 等での申請を経験したことのない中小企業や個人事業主等が円滑に申請できるように、申請サポートの充実又は郵送の申請を認める等の対応が必要である。

## ○ 神戸経済の実情に応じた柔軟な支援

- 感染拡大の防止と経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践の上で業種・業態に応じた適切な支援策が求められる。地域によって異なる産業構造を踏まえた中長期的な支援が可能となるよう、柔軟に活用できる支援策が必要である。
- 需要の大幅な落ち込みやサプライチェーンの寸断により神戸経済を支える中小ものづくり企業は厳しい経営環境に直面している。生産拠点の国内回帰や多元化を目指した設備投資等生産性向上、販路開拓・拡大等による国際競争力強化に対するさらなる支援が必要である。
- 地域コミュニティの賑わいや安全・安心を支える商店街等を対象に賑わいを回復するための支援について、十分な財政措置が必要である。
- 真珠・ケミカルシューズ・灘の酒などの地場産業においては、商談会の中止や百貨店・飲食店等の休業に伴う受注・販売の機会喪失により大きな影響を受けており、機会創出につながる新たな取組み・販路開拓及びブランド力強化に対する支援が必要である。
- 今後の地域経済活動の回復に向け、観光需要を喚起するための観光産業への助成、地域で活用可能なプレミアム付商品券の発行等の事業について、感染状況等も踏まえつつ、継続的な財政措置を講ずることが必要である。
- 農漁業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、安定した農漁業経営が困難になっているため、販路開拓や農漁業経営の事業継続・転換に向けた支援制度である「経営継続補助金」の拡充及び手続きの簡素化が必要である。



# 重点項目

---

国家予算に対する提案・要望

令和3年度 神戸市

## Ⅰ-1. 地方創生・人口減少社会への対応

»内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省

### 【提案・要望の背景】

- 少子高齢化及び人口減少は、我が国が抱える構造的な問題であり、これらへの対応が喫緊の課題となっている。
- 人口減少等による社会課題の解決のためには、最先端技術の活用が不可欠であり、人間中心の目線で「Human×Smart」な都市づくりを目指して「Be Smart KOBE」プロジェクトを推進している。
- とりわけ、特徴的な強みや個性を持つ六甲山では、「異なる要素を掛け合わせ、これまでにない発想を創造する」をテーマに掲げ、オフィスの誘致や最先端技術の導入に取り組む「六甲山上スマートシティ構想」を推進している。
- また、都市の利便性と豊かな自然環境をあわせ持つ里山・農村地域においては、都市近郊の強みを活かした農業の振興と、新たな移住者を呼び込むための定住環境の整備など「神戸・里山暮らし」を推進している。
- 今後、さらなる地方創生の実現に向け、先進的・先駆的な取組みを加速させるためには、地方財政の安定化に加え、地方創生にかかる国の一層の支援が必要である。

### 2) 六甲山上スマートシティ構想の推進に向けた支援

- 六甲山上をクリエイティブ産業の集積地とするためのオフィス立地促進やベンチャービジネス支援等の取組みに対する財政支援

●都市計画法の運用について、都市型創造産業に資する事業者認定基準を新たに設け、既存の建築物の改築により山上での事務所立地を可能とする規制緩和を実施したところであるが、実際の企業進出にあたっては、オフィス立地促進のための助成や、進出企業の山上での活動を促進するための各種支援が必要である。

### 3) 里山・農村地域の活性化のための支援

- 定住環境の整備に対する財政支援

●人口減少や高齢化が進んでおり、里山・農村地域に新たな移住者を呼び込み、その定住・定着を支援する必要がある。  
・移住者が農村集落に受け入れられるよう地域との橋渡しを行うコーディネーターの活動に対する支援制度の創設  
・若年層を呼び込むため、賃貸の共同住宅をモデル的に設置する仕組みを検討しており、その実現に向けた初期投資や家賃を軽減する支援制度の創設

○ 農業振興に対する財政支援

●農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、耕作放棄地や手入れのされない里山が増え、農業生産環境が悪化している。持続的な農業振興と農村の維持を目指して、集落ごとの徹底した話し合いにより、今後5～10年後の農地の耕作者、後継者を明らかにする「人・農地プラン」の実質化の取組みを強力に進める必要がある。

- ・「人・農地問題解決加速化支援事業」における補助上限額の引上げ

## V-1. 六甲山を活用した賑わいの創出

»環境省

### 【提案・要望の背景】

- 国立公園である六甲山では、放置された企業保養所等の増加により、景観の悪化や環境破壊を招くことが懸念されることから、本市では遊休施設の利活用に対する支援等に取り組んでいる。
- また、六甲山の目指すべき方向性及び実現に向けた方策として官民連携のもと策定した「六甲山グランドデザイン」においては、多くの人々を持続的に惹きつける賑わいの山として、六甲山を進化させていくこととしている。
- 国において、瀬戸内海国立公園（六甲地域）の公園計画の見直しとして、六甲山・摩耶山集団施設地区が指定されたことに加え、本市においても時代にあった規制の見直しを進め、県との協調事業による遊休施設の利活用支援などの活性化の取り組みを進めたことで、山上に新たな賑わいが生まれつつある。
- 今後、六甲山の活性化を加速度的に進めていくためにも、引き続き国・地方が一体となって取り組み、さらなる規制の見直しを行うことにより、瀬戸内海国立公園（六甲地域）の実情に即した管理・運営を行っていくことが不可欠である。

### 1) 瀬戸内海国立公園（六甲地域）の活性化

#### ○ 国立公園六甲山の実情に応じた各種行為に対する許可基準の緩和

- 民間投資の促進を図り、六甲山の活性化を進めるためには、事業者にとってハードルとなっている自然公園法による規制の緩和が必要。
- 自然公園法施行規則第11条において、「建築物の高さ基準 13m以下」「建築面積 2,000 m<sup>2</sup>以下」「主要道路からの壁面後退距離 20m以上」と定められている。
  - ・事業を実施する場所の実情を勘案し柔軟な運用を可能とする改訂



○ 管理運営計画の「許可届出取扱方針」、「公園事業取扱方針」の国立公園六甲山の实情に応じた改訂

- 民間投資の促進を図り、六甲山の活性化を進めるためには、事業者にとってのハードルとなっている管理運営計画による規制の緩和が必要である。
  - ・ 事業を実施する場所の实情を勘案した柔軟な運用を可能とするような改訂

(参考) 管理運営計画の「許可・届出取扱方針」及び「公園事業取扱方針」

- ・ 屋根の形態は、切妻、寄棟、入母屋型もしくは差し掛け型式等の両流れの勾配屋根とする。屋根の勾配は 1/10 以上とする。
- ・ 屋根の色彩は、こげ茶色（着色のための処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色、灰緑色または暗灰色（黒色は避ける）、もしくは自然素材の色（緑青のついた銅板葺、和瓦を含む。）とする。
- ・ 壁面の色彩は茶系色や灰系色等、自然と調和した落ちついた色調とし、白色及び黒色は使用しない。

※管理運営計画……国立公園の目指すべき姿や将来目標などについて、地域との共通認識を持つことで適正な利用と保護を推進することを目的として地方環境事務所長が作成

2) 六甲山上スマートシティ構想の推進に向けた支援（再掲）

○ 六甲山上をクリエイティブ産業の集積地とするためのオフィス立地促進やベンチャービジネス支援等の取組みに対する財政支援

- 都市計画法の運用について、都市型創造産業に資する事業者認定基準を新たに設け、既存の建築物の改築により山上での事務所立地を可能とする規制緩和を実施したところであるが、実際の企業進出にあたっては、オフィス立地促進のための助成や、進出企業の山上での活動を促進するための各種支援が必要である。

## VI-1. 地球温暖化対策の推進

»経済産業省

### 【提案・要望の背景】

- 気候変動対策としての脱炭素化の動きやエネルギー需要の高まりを受けて、世界的に再生可能エネルギーなどの次世代エネルギーの活用が求められている。
- パリ協定に基づく我が国の長期戦略では、今世紀後半のできるだけ早期に温室効果ガスの排出が実質ゼロとなる脱炭素社会を目指すとされており、本市では、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及、水素エネルギー等の革新的技術開発の推進を地球温暖化対策の3つの柱として、市民・事業者に対して賢い選択（COOL CHOICE）を呼びかける「KOBE COOL CHOICE」を推進している。
- 本市では、世界でも類のない液化水素にかかる先駆的な実証事業に取り組んでおり、世界初となる水素発電による電気・熱エネルギーの近隣公共施設への供給を平成30年4月に実施し、水素サプライチェーン構築に不可欠な液化水素運搬船の進水式が令和元年12月に挙行されるなど、次世代エネルギーの中心となる水素の利活用促進に向けた取組みが着実に進展している。
- 水素社会の黎明期にある中で、エネルギー分野における水素の飛躍的拡大は、低炭素社会の実現に寄与することから、水素エネルギーの利活用及び普及促進に向けた先導的な取組みや水素関連製品の開発に対する支援、並びに水素をエネルギーとして積極的に選択する需要者の創出に向けた取組みが不可欠である。

### 3) 水素エネルギー産業の振興

#### ○ 水素関連製品の研究・開発に対する財政支援の拡充

- 水素関連製品に欠かせないセンサーやバルブなどの部品は、極低温（-253℃、体積1/800）や超高压（100MPa）など、他の分野にはない厳しい環境下で使用されるため、格段に高度な技術が必要である。
- 水素産業分野は、現時点では、技術面でも研究段階のものが多く、中小企業が単独で研究・開発に取り組むことは困難であることから、大学・研究機関等との共同研究・開発を通じて、技術力を高め、製品の信頼性を証明することが必要である。  
・水素関連製品に特化した大学・研究機関等と連携による共同研究・開発に対する財政支援と専門家によるコーディネート

#### ○ 水素関連製品の販路開拓に対する事業費の確保

- 水素基本戦略において、日本の水素・燃料電池技術（FCV、水素ステーション、水素発電用ガスタービン、水電解装置、水素輸送船舶など）は世界最高水準であり、国内外での積極展開により、低炭素化への貢献とともに、新たな成長産業の一つになることが期待されている。  
・中小事業者に対する海外展開も含めた販路開拓や先進事例調査に対する支援の継続

# その他項目

---

国家予算に対する提案・要望

令和3年度 神戸市

---

# 1. まちの活力の創出

»文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

## 10) 訪日外国人旅行者誘客の強化に向けた情報発信

### ○ 訪日外国人旅行者誘客のためのプロモーションに対する支援

- 観光地域づくり法人（DMO）や地方公共団体が連絡調整会議を経て実施する環境整備、情報発信・プロモーションなどの取組みに対する補助制度はあるが、単独の地域 DMO が実施する情報発信・プロモーションは対象外となっている。
  - ・地域の実情に応じた柔軟な運用が可能な制度への改善

### ○ 海外に向けた大規模国際スポーツイベントの国・地方が一体となった積極的な情報発信

- ゴールデン・スポーツイヤーズには海外からより多くの訪日外国人を呼び込むことが期待される。
  - ・ワールドマスターズゲームズや世界パラ陸上競技選手権大会の開催に伴う、海外に向けた大会開催の積極的な情報発信及び訪日外国人旅行者をターゲットとした観光施策の実施

## 11) 訪日外国人旅行者の満足度向上に向けた取組みの推進

### ○ ナイトタイム等の活用による新たな観光コンテンツ開発の財政支援

- 訪日外国人の旅行消費額を増加させ、長期滞在に繋げるため、外国人観光客の確実な取込みと訪日予定者への動機づけに効果が見込まれるナイトタイムエコノミーを推進する必要がある。
  - ・観光地域づくり法人（DMO）を中心として既に実施している支援事業への補助や、年に複数回公募を実施するといった柔軟な運用が可能な制度への改善

### ○ 多言語観光案内標識等の整備に対する財政支援

- 多言語観光案内標識等の受入環境の整備を継続的に行わなければならない。
  - ・観光地の「まちあるき」の満足度向上事業の継続

---

## 14) 商店街・小売市場の活性化

### ○ 商店街活性化・観光消費創出事業の継続など、商店街・小売市場の活性化に資する取組みに対する財政支援

- 人口減少や消費者ニーズの変化などの社会状況の変化に加え、消費税増税や新型コロナウイルスなど消費への影響があり、商店街を取り巻く状況は一層厳しくなっている。
- 大きな消費効果を得るためには、地域外からの集客や既存とは異なる顧客層を取り込む必要があり、ハード面の整備も含めた大規模な環境整備を必要とする場合が多い。
  - ・商店街が新たな需要獲得に向けて、ハード整備を含めた大規模な事業を実施するために、商店街活性化・観光消費創出事業を継続するなど財政支援の継続

## 16) 真珠産業の活性化

### ○ 真珠振興法に基づき策定された兵庫県真珠振興計画に定める取組みに対する財政支援の拡充

- 神戸の真珠加工業は、地理的条件を背景に大正時代から発展し、現在でも高い世界シェアを誇る神戸の重要な地場産業であり、業界においても、真珠産業のさらなる販路拡大や神戸の真珠の認知度向上を図るために、海外展示会への出展やブランディングの取組みが重要であると考えており、多くの企業がこれらに取り組んでいる。
- 新型コロナウイルスの影響を受け、直近では年間最大の商機である3月の香港宝飾展と西日本最大の宝飾展である5月の神戸国際宝飾展が8月に延期、6月の香港宝飾展が11月に延期されたことにより、売上が激減し、経営状況が悪化している。需要の低下など長期的に影響が続くと思われることから、販売機会の創出が求められている。
  - ・平成31年3月に策定された兵庫県真珠振興計画に記載されている項目の内、特に業界からの要望の強い、販路拡大・ブランド構築推進のための海外展示会への出展やブランディングにかかる費用に対する財政支援の拡充

---

## II. 安全・安心なまちづくりの推進

»農林水産省

### 6) ため池改修等の推進

#### ○ ため池整備事業にかかる調査・計画等の定額助成事業の継続及び事業費の確保

- 平成30年7月豪雨等を踏まえて令和元年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が施行され、ため池の防災安全対策のより一層の推進が求められている。
- 本市においても平成25年度よりため池の点検や耐震調査に着手するとともに、耐震性が不足するため池を県営事業として改修するにあたり、整備計画書を全額国負担で作成している。引き続き定期的な点検調査やため池改修によるハード対策を推進し、防災減災対策に取り組んでいく必要がある。
  - ・ため池整備事業にかかる調査・計画等に要する費用の国の定額助成事業の継続（令和2年度で終了予定）
  - ・耐震化・老朽化等のハード対策として必要となるため池改修の事業費の確保